

PLASDOCオンライン研究会会則

昭和55年1月30日制定
平成9年5月30日改訂
平成10年5月22日改訂
平成13年5月25日改訂
平成17年6月2日改訂
平成18年6月1日改訂
平成19年8月1日改訂

第1章 総則

第1条（目的）

本研究会は、オンライン検索システムの研究と情報交換を通じて、オンライン検索システムの利用技術の向上と会員相互の親睦を図ることを目的として設置される研究会である。

第2条（名称）

本研究会は、PLASDOCオンライン研究会と称する。

第3条（事務所）

本研究会は、事務所を東京都千代田区トムソンコーポレーション内に置く。

第2章 会員

第4条（会員の資格）

本研究会の会員は日本PLASDOC協議会の会員である法人、もしくはポリマーに関するオンライン検索を中心に行う法人であることとする。

2. 前項でいう日本PLASDOC協議会の会員である法人には、該法人の関連会社も含むものとする。

第5条（入会）

本研究会への入会は、本会に対し、入会申込書を提出することにより認められる。

2. 参加者（本研究会への入会を考えて、ワーキング活動に参加しようとするもの）は、最長1年間当研究会のワーキング活動に参加することができる。この期間は6月1日から起算する。

第6条（会費）

会費は年額金15,000円とする。

2. 会員は、年度初めに会費を一括して納入する。
3. 前項の規定にかかわらず、会員は会費を前期（6月～11月）および後期（12月～翌年5月）に分割して、各期初めにそれぞれ金7,500円を納入することを妨げない。

PLASDOCオンライン研究会会則

第7条（会費の管理）

会費の徴収および管理は会計が行う。

第8条（会員の権利）

会員は、文献資料の配布ならびに諸通知を受け、本会の活動に参加することができる。

2. 会員は、総会においてそれぞれ1個の議決権を有する。

第9条（会員代表および所属員）

会員は、本研究会に参加する所属員（以下これを所属員という）を全員本会に届け出るものとする。

2. 会員はその所属員の中から、本会に対する代表者（以下これを会員代表という）1名を定めて、これを本会に届け出るものとする。
3. 会員は、住所、その所属員又は会員代表を変更したときは、遅滞なくこれを本会に届け出なければならない。
4. 総会における会員の意思表示は、会員代表またはその代理者が行なうものとする。
5. 本会からの会員に対する諸通知ならびに文献資料の送達は会員代表に行なうものとする。

第10条（退会）

会員は文書で通告することによって退会することができる。

2. 会員が退会した場合は、未納会費に対する債務は免除されず、既納の会費は返還されない。

第3章 役員

第11条（種別および定数）

本会に次の役員を置く。

（1）役員 4名

役員区分は次の通りとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・会計 1名
- ・監査役 1名

第12条（選任）

会長は、会員の中から総会において選任する。

2. 副会長および会計は、会員の中から会長が任命する。
3. 監査役は、会員の中から総会において選任する。
監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

第13条（任務）

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の任務を代行する。

PLASDOCオンライン研究会会則

3. 会計は、本研究会運営に要する費用の出納事務を行う。
4. 監査役は、本会の会計および資産ならびに業務を監査する。

第14条（任期）

役員の任期は1年とし、毎年6月1日から始まる。
ただし、重任を妨げない。

第15条（補欠）

- 役員に欠員を生じた場合は、これを補充することができる。
2. 役員の補欠選任については、第12条の規定を準用する。
 3. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会務運営

第16条（総会）

- 本会は、毎年6月乃至7月の間に定例総会を開く。
2. 役員が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があつたときは、臨時総会を開くことができる。
 3. 総会は会長が招集し、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、本会則に特に定めた場合を除き出席会員の多数決による。
 4. 総会を招集するときは会員に対し総会の日時、場所および議題を示した招集通知を少なくとも会日の10日前に発送しなければならない。

第17条（総会の権限）

- 本会則に特に定めたもののほか次の事項は総会の決議を要する。
- (1) 会務運営の基本的な事項
 - (2) 予算、決算の承認
 - (3) 会則の改正
 - (4) その他役員会で必要と認めた事項
2. 前項第3号については、第16条第3項の規定にかかわらず、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）によって成立し、出席会員の4分の3以上の同意による決議を要する。

第18条（役員会）

役員会は、役員全員をもって構成し、本会則に特に定めた事項のほかに附議する事項および会務執行に関する重要事項を協議決定する。

第19条（活動）

本研究会は、第1条（目的）を積極的に遂行するため随時研究会を行うものとする。

PLASDOCオンライン研究会会則

第5章 会計

第20条（経費支弁）

本会の経費は会費をもつて支弁する。

2. 総会の決議によって臨時会費を徴収することができる。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終る。

第22条（決算報告）

毎年定例総会において前年度の決算報告を行なう。

付則

この会則は、平成19年8月1日をもって発効する。